

表1 要援護者対象者

Table with 3 columns: 対象 (Target), 担当課 (Responsible Dept), 場所 (Location). Lists categories like 高齢介護課, 障害支援課, 地域福祉推進課, 生活文化課.

※該当しないかたで要援護者台帳への登録を希望するかたは担当所管にご相談ください。

表2 地域の関係機関等

Table with 2 columns: 名称 (Name), 活用内容 (Usage). Lists organizations like 東村山警察署, 東村山消防署, 東村山市地域包括支援センター, etc.

説明会日程表 ※各回30分前開場

Table with 4 columns: 日程 (Date), 時間 (Time), 場所 (Location), 定員 (Capacity). Details dates 1月25日 and 2月1日.

給与所得控除の改正
その年中の給与等の収入金額が1千500万円を超える場合の給与所得控除額について、245万円の上限が設けられました。(表1参照)

均等割税率の改正
東日本大震災からの復興に際して、防災のための施策に必要な財源を確保するため、26年度から35年度までの各年度の個人住民税に限り、均等割額は市民税・都民税それぞれ500円加算した5千円となります。

表1 給与所得控除の改正

Table with 3 columns: 改正前 (Before), 改正後 (After), 給与所得金額 (Income). Shows changes for 1000万円超 and 1000万円超1500万円以下.

表2 寡婦(寡夫)控除の対象と控除額

Table with 3 columns: 種類 (Type), 対象要件 (Conditions), 控除額 (Amount). Details 寡婦控除, 特定の寡婦控除, 寡夫控除.



消費税法が改正されました
消費税法等の一部が改正され、平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率が現行の5%から8%へ引き上げられます。

災害時等要援護者台帳への登録を受け付けています

市では、要援護者(表1参照)に対する地域のつながりづくりや、緊急時の支援に活用するための要援護者台帳の整備を行っています。これは、要援護者本人又は家族が希望し、要援護者台帳への登録を行なった場合、要援護者本人に関する情報を地域の関係機関等(表2参照)へ提供し活用していただくものです。

制度等に関する説明会

平成26年度から適用される住民税(市・都民税)の主な改正点について

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者のかたへ

高額医療・高額介護合算療養費制度の算定基準額(限度額)

消費税法が改正されました

使用料・手数料の一部を改正します
受益者負担の適正化を図るため「使用料・手数料の基本方針」に基づき、使用料・手数料の全体見直しを行い、一部が改正されました。改正内容は下表のとおりです。

Table with 3 columns: 施設名/部屋名 (Facility/Room Name), 現行料金 (Current Fee), 改正後料金 (Revised Fee). Lists fees for 市民センター, 集会所, 青葉地域センター.

Table with 4 columns: 区分 (Category), 現行料金 (Current Fee), 改正後料金 (Revised Fee), 担当 (Responsible Dept). Lists fees for 一般廃棄物, 粗大ごみ処理手数料, 自転車等.

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者のかたへ
対象のかたへ高額医療・高額介護合算療養費支給申請書を送付します

高額医療・高額介護合算療養費制度の算定基準額(限度額)
ありませぬ。この負担を軽減するための制度です。対象・計算方法 同じ医療保険の世帯内(国民健康保険と後期高齢者医療制度は別の医療保険)の加入者が平成24年8月5日25年7月末に利用した医療保険・介護保険の自己負担の合算が、限度額(下表参照)を超えた場合、その超えた額が支給されます。

Table with 4 columns: 区分 (Category), 後期高齢者医療制度(75歳以上のかた)十介護保険, 国民健康保険(70~74歳のかた)十介護保険, 国民健康保険(70歳未満のかた)十介護保険. Shows calculation limits for different age groups.